

通学区域制に関するこれまでの経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条（平成13年度に規程削除）

（高等学校の通学区域の指定）

第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

昭和46年度まで 2学区制（甲学区：県南部、乙学区：県北部、徳島市は共通学区）

昭和47年度 総合選抜制度を開始（城東高校、城南高校、城北高校、徳島市立高校）
3学区制の導入（丙学区：徳島市を設置）
重複区域の指定（佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町）
流入率の設定（丙学区のみ：20%）
※ 昭和51年度（15%）、昭和53年度（13%）、昭和55年度（12%）、昭和57年度（8%）

昭和51年度 重複区域に神山町を追加

昭和55年度 総合選抜校に城ノ内高校を追加

平成9年度 総合選抜校に徳島北高校を追加

平成13年度 ●通学区域に係る規程が削除されたことを受け、徳島県公立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会において通学区域についても検討
→徳島県高校教育改革推進計画に反映

（公聴会や県民意見募集の内容）
撤廃（学校選択の自由を最大限に保障）
維持（徳島市への一極集中緩和、地元高校の育成）
→撤廃と維持の意見が相半ばする中、県議会や改善検討委員会での審議を踏まえ、維持を決定

平成16年度 流入率の設定及び変更 ※学区の名称を、甲乙丙から第1～第3に変更
（第1学区、第2学区は8%、第3学区は「学校ごと」の8%に設定）
総合選抜制度の廃止
城ノ内高校の通学区域を県内全域（募集人員120人）

平成18年度 城南高校応用数理科、徳島北高校国際英語科及び川島高校の通学区域を県内全域

平成19年度 流入率の変更（第1学区のみ：8% → 10%）

平成22年度 富岡東高校の通学区域を県内全域

平成30年度 城北高校理数科学科の通学区域を県内全域

●通学区域制に関する有識者会議設置
→通学区域制に関する有識者会議報告書（提言）提出

令和2年度 流入率の変更（第1学区：15%、第2学区：10%、
第3学区：城東12%、城南・城北・徳島北10%、徳島市立8%）

令和3年度 流入率の変更（第1学区：20%、第2学区：12%、
第3学区：城南・城北・徳島北12%、徳島市立8%）
城東高校の通学区域を県内全域
城ノ内高校の生徒募集停止（城ノ内中等教育学校への移行に伴い）